

## 平成20年度長崎地方裁判所委員会（第2回）議事概要

日 時 平成21年2月26日（木）午後1時30分～午後4時00分

場 所 長崎検察審査会議室

出席者

（委員）安達一藏、井田洋子、伊藤健一、井上正好、榎下義康、大島信裕、  
斉藤誠、竹村昭彦、仁田裕也、水上正博（五十音順、敬称略）

（事務担当者）徳重事務局長、久保民事首席書記官、真邊刑事首席書記官、丸尾総務課長、一ノ瀬会計課長

議事要領

第1 開会

第2 榎下新委員あいさつ

第3 委員自己紹介

第4 委員長選任

委員の互選により、榎下委員（地方裁判所長）が委員長に選任された。

第5 別館新庁舎・本館改修箇所視察

視察に先立って、会計課長が別館新庁舎及び本館改修箇所の整備状況について説明した。

視察ルートは別紙のとおり

第6 協議

（※ □は委員長の、○は委員の、●は事務担当者の発言。以下同じ。）

協議テーマ1：「裁判員制度実施に向けた準備状況」について

(1) 物的態勢の整備について

○ 別館1階の玄関が自動ドアでないのはなぜか。

● 条例で玄関正面に駐車場がある場合は、自動ドアを設置できないことに  
なっている。

- 裁判員候補者待機室に配備された一体型の椅子が入るスペースは70脚程度が限界とのことだが、出席者が70人を超えた場合の対策は検討したか。
  - 通常の事件の場合、裁判員候補者の呼出しは70～80人を予定しているため問題はない。また、100人程度の呼出しを想定している大規模事件についても、相当数の辞退者が予想され、出席者は70人以下と試算しているので、今のところは想定外の出席があった場合の対策は検討していない。
  - 裁判所までの案内については、どのような方法を考えているか。
  - 呼出状に簡単で分かりやすい地図をつける予定である。
  - 佐世保と平戸には裁判所の案内板が設置されているが長崎には設置しないのか。
  - 案内版の整備については、道路管理者との調整や予算等の問題もあり、特に分かりづらかった佐世保と平戸を先に整備したのであるが、今年度は大村と諫早に案内板の設置を計画している。その他の地域についても順次整備していきたい。
- (2) 人的態勢の整備について
- (※ 協議に先立ち、総務課長が裁判員候補者名簿作成に至るまでの状況、裁判員候補者からの問い合わせに対する態勢作り及び対応結果並びに接遇研修の実施状況等について説明した。)
- 補充裁判員への配慮として何か検討していることはあるか。
  - 制度上、補充裁判員には判決宣告までお付き合いいただくしかないが、評議の途中に意見を伺うなどしてモチベーションを維持できるよう配慮したい。
  - 裁判員制度施行を目前に控え、職員の士気は上がっているか。
  - 接遇研修を通じて熱心に取り組んでいる様子から士気も高まっていると感

じた。

- 新設された裁判員係の整備状況について説明していただきたい。
- 裁判員制度実施に向けて、刑事部の書記官及び事務官を各1名増員した上、裁判員調整官とその下に裁判員係を新設し、態勢を整備した。
- 対外的な対応は裁判員係で行うのか。
- 基本的には裁判員係で対応するが、内容や状況に応じて刑事部の他の係や総務課で対応することもある。

(3) 裁判員制度広報の在り方について

　ア 裁判員制度広報の再検討

　イ 法教育の在り方について

(※ 協議に先立ち、総務課長が当庁の広報及び法教育の活動状況について説明した。)

- 裁判員裁判対象事件の件数は年間どれくらいか。
- 平成15年に年間45件、その後は順次減少傾向にあり、平成19年と20年は共に22件であった。ここ4、5年を平均すると年間およそ30件である。
- 一般市民の参加意識が高い低いという以前に、国民はそもそも裁判員制度それ自体を理解するところまで行っていないのではないか。そういう点からも法的なものの考え方を身につけるための教育を行っていくことが重要である。
- 当庁でも裁判員制度を理解していただくために、これまで様々な広報活動を行ってきたが、それらがどれだけ国民に浸透してきたかについては不安な面もある。確かに、今後、裁判員制度を定着させ、国民にとって制度の存在が当たり前であると思われるためには、法教育の普及・発展が不可欠であると思うが、この点、検察庁もお悩みではないか。
- 裁判員制度を根付かせるためには、裁判員制度がどのような制度である

のかを国民に説明していくことはもちろんであるが、それはそれとして、基本に立ち返り、司法制度についてもきちんと説明していかなければならないし、その中で、法曹三者がどのような役割を果たし、そのためにどのような活動を行っているかを広く周知していく必要がある。

- 裁判員候補者になった者の中には、知識がなく参加することに不安を抱いている者も多いだろうから、そのような裁判員候補者を対象とした説明会を行うことも考えてよいのではないか。
- その点の問題意識は持っているが、裁判員候補者のみを対象として説明会を実施することは、匿名性保護の観点から問題があるため、1月と2月に県民一般を対象とした説明会を県内各地で実施し、裁判員候補者が匿名性を保持しながら説明会に参加できる態勢を探ることによって、候補者らの不安解消に努めたところである。
- 裁判員候補者本人に説明会開催の案内は行ったか。
- 直接通知はしていないが、問い合わせがあった際に案内したり、公共団体、マスコミ、公民館、教育機関等にちらしを送付し、窓口での備え置き、回覧、広報誌への掲載、テレビやラジオでの放送を依頼するなどして広く県民に周知した。
- 昨年、市民相談で、「従業員が裁判員に選任された場合に、参加することは構わないが、休暇に伴う賃金は支払うつもりはない。法律上問題はないか。」という質問を受けた。労働条件が整備されている公務員などは別として、昨今の不景気の中、経済的な弱者にとって深刻な問題である。今後、裁判員制度が定着していくためには、このような経済的弱者が安心して参加できるような社会の仕組みを築いていく必要があると思うが、今の事例で日当や交通費が支給される以外に経済的な補償はあるか。
- 経済的な補償はないが、そのような問題を解消するため、当庁では、1月と2月に県内の企業経営者や労務管理者を対象として、裁判員のための

有給休暇制度の創設など、従業員が裁判員に選ばれた場合に参加しやすい環境を整備していただくことを目的とした説明会を全7回実施した。また、平成19年以降、県内約170社を企業訪問し、同様の要請を行い、少しでもこれらの問題を解消できるよう努力してきたところである。

(4) 選任されなかった裁判員候補者への対応方法について

(※ 協議に先立ち、総務課長が協議テーマの趣旨について説明した。)

- 呼出しを受けた候補者は、都合3日間の休暇をとつて来るのだから、当然何らかの配慮が必要であろう。
- 特に離島の場合は、天候や時期によって船や飛行機が取れない場合もあるので、その点の配慮も必要である。
- 呼出状の中に選任されなかった場合の説明を入れるのはもちろんあるが、裁判長からのお礼の言葉、お札状の送付、その他希望があれば当該裁判の傍聴、裁判所見学の実施など、できる限りの配慮を検討しているところである。
- 選任までどのくらいの時間を予定しているか。
- 最終の抽選まで残っていただくことになるので、午前中一杯を予定している。
- 学生の場合、裁判員制度を学べば学ぶほど難しいと思うようで、参加意欲が薄れる傾向がみられる。学生にはよくよく言い聞かせるのだが、裁判員として裁判に参加することは国民の義務であり責任であって、参加していただくというようなものではない。

長期的な視点ではあるが、そのような意識の土壌を育てれば、選任されないことも当然あり得るという認識を持つであろうし、そのような意識改革を行っていくことが不可欠である。そういう点では、小学生の段階から法教育を充実させていく必要性があると思う。

- 呼び出された者が選任される割合はどれくらいか。

- 1事件につき呼出しが約80人、内6~8人が選任されるので約1割と考へてよい。
- 1度裁判員に選ばれたら一生選ばれる事はないのか。
- 5年間は辞退が可能だが、一生選ばれないということはない。

#### 協議テーマ2：「裁判所総合案内の改訂」について

- 「興善町バス停から3分」を入れたほうがよい。
- 「フロイス通り（地裁と家裁の間の通りの名称）」を入れると分かりやすい。
- 表題「裁判所総合案内」の青字と赤字の組み合わせは見づらい。
- 文字情報や漢字が多いので、高齢者には分かりづらい。
- 確かに漢字や文字が多いが、法律家の立場からはこれ以上削りようがないように思える。
- 地図の方向が分かりづらい。
- 「裁判所総合案内」はホームページに掲載するのか。
- 検討したい。
- 印刷は裁判所のカラーコピー機を使用するのか。
- 印刷は業者に委託する予定であり、文字やデザインについては、ある程度見やすくしてもらえると思う。
- 県庁から裁判所までの道順を記載するとよい。
- 表題に「長崎」を入れた方がよい。
- 地方裁判所の写真は、下から見た方が来庁者には分かりやすい。
- 「裁判所総合案内」は、本日の意見等を踏まえ、修正した上、委員の意見を伺いながら完成させたい。

#### 第7 次回期日及び協議テーマについて

##### (1) 次回期日

平成21年9月17日（木）13：30

(2) 次回協議テーマ

追ってアンケートで意見を伺う。

(別紙)

庁内視察経路（平成21年2月26日地裁委員会）

- 本館2階 ①検察審査会会議室兼質問手続室→②裁判員候補者待機室→③201号RT法廷兼質問手続室→（エレベータで2階から4階へ）
- 本館4階 ④面会室・看守待合室→⑤評議室兼裁判員待合室1号→⑥401号法廷（裁判員法廷）→⑦402号法廷（裁判員法廷）→⑧評議室兼裁判員待合室2号→⑨刑事裁判官室→⑩刑事書記官室→（渡り廊下を通り別館4階へ）
- 別館4階 ⑪大会議室→⑫予備室→⑬検察官待合室→⑭女子トイレ→⑮男子トイレ→（A階段で3階へ）
- 別館3階 ⑯311号RT法廷→⑰民事書記官室（立会係）→⑱民事裁判官室→⑲準備手続和解室2号→（A階段で2階へ）
- 別館2階 ⑳211号法廷（民事合議法廷）→㉑212号法廷（民事単独法廷）→㉒多目的トイレ→（A階段で1階へ）
- 別館1階 ㉓ホール→㉔ピロティ駐車場→（エレベータで2階へ）
- 別館2階 （渡り廊下を通り本館2階へ）
- 本館2階 ①検察審査会会議室兼質問手続室【終了】